

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定書

(案)

千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合（以下「本統合」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（本統合の形態）

第1条 九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下「両企業団」という。）は解散し、千葉県企業局は千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号。以下「設置条例」という。）に規定された事業に加え、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業（以下「新用水供給事業」という。）を経営するものとする。

2 新用水供給事業は、設置条例に規定された他の事業とは会計を別にする。

（本統合の時期等）

第2条 本統合の時期は、令和8年4月1日とする。

2 両企業団の解散の時期は、令和8年3月31日とする。

（統合基本計画）

第3条 関係団体は、別途策定する「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画」の内容に合意する。

（職員の勤務条件等）

第4条 両企業団に現に所属する職員のうち、希望者については、千葉県職員として勤務する方針とする。

2 職員の勤務条件や給与については千葉県企業局の取扱いによるものとする。

（資産等の整理）

第5条 両企業団が関係市町村の出資・負担により取得した資産のうち、水道用水供給事業の用に供する資産及び当該資産に係る負債については、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

- 2 水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債については、本統合までに、両企業団において処分を行う。

なお、技術的に撤去が困難であると見込まれるものについては、状況に応じた対応を行った上で、千葉県企業局が管理を引き継ぐものとする。

- 3 関係市町村の出資による権利については、両企業団が解散する際に消滅するものとする。
- 4 関係市町村の出資債の残額については、当該関係市町村がこれを保有し、返済する。

(水道用水供給料金体系)

第6条 千葉県企業局は、新用水供給事業について、合理的かつ能率的な経営を行うとともに、適正な原価を基準とした料金を徴することにより、健全な経営を維持するものとする。

- 2 千葉県企業局は、5年ごとに収支見通しの見直しを行い、収支状況に応じた料金改定を検討するものとする。
- 3 水道用水供給料金は、本統合後10年間は九十九里地域・南房総地域の地域別に区分して経理し、11年目に統一するものとする。

(財政措置)

第7条 千葉県及び関係市町村は、本統合後10年間、以下の財政措置を行うものとする。

- (1) 千葉県は、八匠水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、山武郡市広域水道企業団、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町及び三芳水道企業団（以下「末端給水事業体」という。）に対して平成30年度から令和4年度に支出していた市町村水道総合対策事業補助金の年度平均相当額(年額17億5千6百9万5千円)を振り替え、毎年度、新用水供給事業に対して繰出金として支出する。
 - (2) 関係市町村は、毎年度、新用水供給事業に対して追加負担金（年額2億3千万円）を支出することとし、関係市町村ごとの追加負担額は別表1のとおりとする。
 - (3) 千葉県は、毎年度、新用水供給事業に対して関係市町村の追加負担金と同額の繰出金を支出する。
- 2 本統合前に関係市町村が末端給水事業体又はそれらが統合した事業体に対し支出している経費については、本統合後も、それぞれの負担の趣旨や末端給水事業体の経営状況等に応じて継続に努めるものとし、負担額は、関係市町村が決定するものとする。
 - 3 第1項の財政措置の本統合後11年目以降の取扱いは、新用水供給事業の経営状況、関係市町村の末端給水事業体又はそれらが統合した事業体に対する補助及び地域別の費用推移など

を勘案の上、千葉県において本統合後 10 年目までに検討し、関係市町村と協議して定める。

(市町村水道総合対策事業補助制度の適用)

第 8 条 千葉県は、関係市町村が末端給水事業体に対し補助を行う場合には、本統合後 10 年間、市町村水道総合対策事業補助制度を適用する。ただし、市町村水道総合対策事業助成要綱第 8 条の規定により算定される補助金の限度額（以下「限度額」という。）については、第 7 条第 1 項の財政措置が行われなかった場合に係る費用により算定するものとし、その上で限度額が別表 2 の額を上回る場合に限る。

2 前項により市町村水道総合対策事業補助制度を適用して千葉県から末端給水事業体に対して行う補助の金額は、限度額から別表 2 の額を控除した額とする。

3 末端給水事業体が統合した事業体に対する市町村水道総合対策事業補助制度の適用にあたっては、前二項中「末端給水事業体」とあるものは「末端給水事業体が統合した事業体」と、「別表 2 の額」とあるものは「別表 2 の統合する末端給水事業体の額を合算した額」と読み替えるものとする。

4 末端給水事業体が統合した際に、末端給水事業体ごとに経理が区分されている場合には、前項の規定にかかわらず、補助額の算定は当該区分ごとに行うものとする。

(統合後の情報共有)

第 9 条 経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有を図る会議体を設置するものとする。

(本統合までの事業運営)

第 10 条 両企業団はその解散までの間、九十九里地域水道企業団の「水道事業経営戦略」及び南房総広域水道企業団の「中長期経営プラン 2017」を踏まえ、統合までに行うべき事業を完了するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 関係団体は、本協定のほか、本統合に係るこれまでの協議の結果を踏まえるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、関係団体が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書 25 通を作成し、関係団体の長が記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

千葉県
千葉県知事

千葉県企業局
千葉県企業局長

館山市
館山市長

茂原市
茂原市長

東金市
東金市長

勝浦市
勝浦市長

鴨川市
鴨川市長

南房総市
南房総市長

匝瑳市

匝瑳市長

山武市

山武市長

いすみ市

いすみ市長

大網白里市

大網白里市長

九十九里町

九十九里町長

横芝光町

横芝光町長

一宮町

一宮町長

睦沢町

睦沢町長

長生村

長生村長

白子町

白子町長

長柄町

長柄町長

長南町

長南町長

大多喜町

大多喜町長

御宿町

御宿町長

鋸南町

鋸南町長

九十九里地域水道企業団

企業長

南房総広域水道企業団

企業長

別表 1 市町村別追加負担額（第 7 条第 1 項）

(千円)

市町村名	追加負担額	市町村名	追加負担額
茂原市	22,306	館山市	46,073
東金市	17,168	勝浦市	9,848
匝瑳市	8,124	鴨川市	12,502
山武市	8,319	南房総市	25,899
大網白里市	13,153	いすみ市	23,543
九十九里町	4,253	大多喜町	8,476
横芝光町	4,785	御宿町	4,068
一宮町	3,204	鋸南町	4,734
睦沢町	1,931	南房総地域計	135,143
長生村	3,501		
白子町	2,661		
長柄町	3,403		
長南町	2,049		
九十九里地域計	94,857		

別表 2 市町村水道総合対策事業補助金振替額（第 8 条第 2 項、第 8 条第 3 項）

(千円)

末端給水事業体名	補助金振替額
八咫水道企業団	142,297
長生郡市広域市町村圏組合	380,023
山武郡市広域水道企業団	292,396
勝浦市	7,205
鴨川市	61,663
南房総市	326,599
いすみ市	112,244
大多喜町	68,384
御宿町	12,969
鋸南町	96,781
三芳水道企業団	255,534
計	1,756,095